

事業者の皆様

# 労働安全衛生法に基づく 歯科特殊健康診断 ご存知ですか？

事業者は

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

に常時従事する労働者に対して

**歯科医師による健康診断を行うことが  
義務づけられています**  
(むし歯や歯周病の歯科健診とは異なります)

この健康診断は、労働安全衛生法に基づく「歯科特殊健康診断」と呼ばれ、化学物質による健康への影響の調査と労働衛生管理が目的とされています。

一般的なむし歯や歯周病の健診とは異なり、口腔顔面領域の皮ふ・粘膜の状況、歯の状況(歯牙酸蝕症など)、顎骨の状況などについて診査が行われます。

必要に応じ歯や舌の写真を撮影する場合があります。

広島県歯科医師会では、「労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断研修」を修了した歯科医師をご紹介します。

広島県  
歯科医師会HP

歯科医院  
を探す

歯科特殊健康診断  
協力歯科医療機関



広島県歯科医師会イメージキャラクター  
「はっぼくん」

申し込み・  
問い合わせ先

一般社団法人 広島県歯科医師会

所在地：〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番4号

TEL：082-263-8020 FAX：082-263-5525 E-mail info@hpda.or.jp



## ◎ 関連する法規

### 労働安全衛生法第66条第3項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

### 労働安全衛生法施行令第22条第3項

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

### 労働安全衛生規則第48条

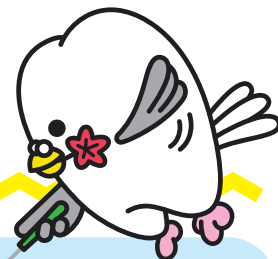
事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

### 労働安全衛生法第120条

法に定める「歯科医師による健康診断」は事業者にとって50万円以下の罰金付き規定です。

# 歯科特殊健康診断

# Q & A



Q.

有害業務に従事する労働者が1人いますが、  
全体の労働者数が50人未満なので、  
歯科特殊健康診断をやらなくてもよいですか？



A.

労働者50人未満であっても、有害業務に従事する者が1人でもいれば、その1人に対して、歯科特殊健康診断は行わなくてはなりません。

「労働者50人未満の事業場では健診結果を監督署へ報告する義務がない」という部分が誤って伝えられているものと思われます。

Q.

塩酸を週に1回ぐらい、  
数ミリリットル程度使う  
だけなので歯科特殊健康  
診断をやる必要はないと  
思うのですが…。

A.

事業者は歯科特殊健康診断を行う必要があります。

法令は、健診対象となる化学物質の量を規定していません。つまり、微量であっても、「ばく露」の可能性があれば健康診断を行う必要があります。それらの化学物質が微量でも有害性を示す可能性があるからです。また、その化学物質が通常の業務内で繰り返し使われているのであれば、「常時、使用」とみなされるのが普通です。「たまに使う」、「少量使うだけ」は健診をやらない理由にはなりません。

Q.

健診は歯科診療所で  
受けることもできますか？

A.

基本的に事業所で行うようにします。

とくに、歯科特殊健康診断に際しては、作業環境の状況、作業の状況を把握しながら診断を行います。つまり、3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）を診断の根拠とすることが求められています。

ちなみに、労働者にとって歯科特殊健康診断の時間は就業時間とみなされ、就業時間外にわたる場合は時間外手当が発生します。

Q.

報告書は必要ですか？

A.

労働者50人以上を有する事業者は、健康診断実施後、所轄の労働基準監督署長宛に健康診断結果報告書（様式第6号）を提出します。労働者50人未満の事業者には報告義務はありません。ただし、労働者数にかかわらず、歯科特殊健康診断を実施し、個人健診票（様式第5号）を作成し、それを5年間保存する義務があります。（労働安全衛生規則第51条・第52条）

なお、50人未満であっても、報告書を提出することに問題はなりません。

結果報告書の人数と従事者数が一致しない場合は、労働基準監督署からは正勧告や指導を受けることがあります。是正勧告を受けてもなお、指定された有害業務に従事する労働者に健康診断を実施しなかった場合は、労働安全衛生法違反として書類送検されることがあり、事業者は50万円以下の罰金に処されることがあります。



Q.

歯科特殊健康診断は  
いつすればよいのですか？

A.

労働者を、有害業務に雇入れた時（事業所への採用時ではなく、その業務に新しく雇入れた時）、事業所内で有害業務に常時従事させるために雇入れた時、事業所内で有害業務に配置替えになった時、その後は6か月以内ごとに1回、定期的に歯科特殊健康診断を行います。

Q.

広島県歯科医師会に申し込みした場合の  
歯科特殊健康診断の費用はどのくらいですか？  
また、健診に際し、事業所が用意するものはありますか？

A.

診断料は、1名につき6,000円（税別）です（職場視視・報告書作成、写真撮影費用を含みます）。交通費は含まれますが、有料道路料金などは別途となります。

問診を行いますので、プライバシーが確保できるスペースを用意してください。健康診断に必要な器具（歯科用ミラー、口角鉤）は、事業所、担当歯科医師、どちらが用意するかは協議するようにします。一定の業務が継続する限り、健康診断を行う必要がありますので、労働者の健康管理に必要な用具として、事業所専用の器具を用意することは好ましいことです。高価なものではありません。

問診

